

軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書

(原動機付自転車・小型特殊自動車)

令和 年 月 日

川越町長 様

つぎのとおり申告(報告)及び申請します。

申告の理由		種 別		標識番号 (ナンバー)	川越町
新規	変更	原動機付自転車	小型特殊自動車	納税義務発生 年月日	令和 年 月 日
<input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 譲受け <input type="checkbox"/> 転入 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 使用者 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 標識番号 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 第一種(50cc・0.05L以下) <input type="checkbox"/> 第二種乙 (90cc・0.09L以下) <input type="checkbox"/> 第二種甲 (125cc・0.125L以下) <input type="checkbox"/> ミニカー	<input type="checkbox"/> 農耕作業用 <input type="checkbox"/> その他 ()	旧標識番号	

納税(申告・報告)義務者	所有者	住所 又は 所在地	〒□□□-□□□□		所有形態	1. 自己所有 2. 所有権留保 3. 商品車 4. リース車 5. その他()		
		(フリガナ)			主たる定置場	1. 左記所有者の住所又は所在地と同じ ()		
	氏名 又は 名称			※()内は旧主たる 定置場所在の 市町村名を記入	2. ()			
	生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	電話番号			車 名	型式及び年式	原動機の型式
使用者	住所 又は 所在地	〒□□□-□□□□				型 年式		
	(フリガナ)				車台番号	型式認定番号	総排気量又は定格出力	
	氏名 又は 名称						CC・L・kw	
	生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	電話番号			販売・ 譲渡 証明書	上記原動機付自転車・小型特殊自動車を販売又は譲渡したことを証明します。 令和 年 月 日	
住所 又は 所在地			住所又は所在地					
(フリガナ)			氏名又は名称					
氏名 又は 名称			電話番号					
届出者	住所 又は 所在地							
	(フリガナ)							
	氏名 又は 名称							
	電話番号							

※届出者記載欄
私(届出者) _____ は(納税義務者) _____ より
確かに委任を受け、当該申請書を届出いたします。
年 月 日 (届出者) _____

私(納税義務者) _____ が(前所有者) _____ より
上記のとおり販売・譲渡されたことについて相違ありません。
年 月 日 (納税義務者) _____

記載要領

- 1 この申告書は、原動機付自転車又は小型特殊自動車1台ごとに作成すること。
- 2 「申告の理由」及び「種別」の各欄には、該当箇所の□（チェック欄）にレを記入すること。
- 3 「納税（申告・報告）義務者」の欄には、所有者と使用者が同じである場合は、所有者欄のみを記入すること。
- 4 「届出者」の欄には、申告に来た者が納税義務者以外の者である場合に記入すること。
- 5 「所有形態」の欄については、該当項目を○で囲むこと。
また、「5. その他」に該当する場合には、（ ）内にその詳細を記入すること。
- 6 「主たる定置場」の欄には、申告の際の主たる定置場が所有者の住所又は所在地と同じである場合については1を○で囲み、それ以外の場合については2の欄にその住所又は所在地を具体的に記入すること。
また、変更の申告の場合については、（ ）内に旧主たる定置場所在の市町村名を記入すること。
- 7 「販売・譲渡証明書」の欄には、申告に係る原動機付自転車又は小型特殊自動車を販売又は譲渡した者が、その者の住所又は所在地、氏名又は名称並びに電話番号を記入すること。なお、証明の年月日については、その販売又は譲渡が行われた日を記入すること。

備考欄

（軽自動車税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務）

第447条 軽自動車税の納税義務者は、当該市町村の条例の定めるところにより、総務省令で定める様式によつて、軽自動車税の賦課徴収に関し必要な事項を記載した申告書又は報告書を市町村長に提出しなければならない。

（軽自動車税に係る虚偽の申告等に関する罪）

第448条 前条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について虚偽の申告又は報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。